# 

発行所亀岡市役所総務部総務部総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

日	次
	八

—— 規	則 ——	
○亀岡市印鑑条例施行規則の	の一部改正	
	(市民課)	2
—— 告	示 ——	
○亀岡市社会福祉法人等介記	獲保険事業利	
用者負担軽減要綱の一部	<b></b>	
	(高齢福祉課)	3
○公示送達	(税務課)	4
○公示送達	(税務課)	4
○市道路線の区域変更に関す	する告示	
	(土木管理課)	5
○市道路線の供用開始に関す	する告示	
	(土木管理課)	6
○公示送達	(税務課)	6
○公示送達	(保険医療課)	8
○市道路線の区域変更に関す	する告示	
	(土木管理課)	8
○市道路線の供用開始に関す	する告示	
	(土木管理課)	9
○公示送達	(税務課)	10
○放置自転車の撤去、保管	(土木管理課)	11
○徴収事務の委託	(図書館)	12
○国民健康保険被保険者証の	の無効	
	(保険医療課)	12
○亀岡市特別保育事業費補助	助金交付要綱	
の一部改正	(保育課)	13
○物品売払代金の徴収事務の	の委託	
(文化	・スポーツ課)	14

○公示送達	(保険医療課)	14
	公 告	
○一般競争入札	(条件付き)の執行	
	(契約検査課)	16
○公募型プロポー	ーザル・デザインビルド	
方式による受討	<b>壬候補者の特定</b>	
	(環境政策課)	20
○亀岡市人事行政	<b>汝の運営等の状況</b>	
	(人事課)	21
	任免及び辞令 ――	
上下水道部欄	A. AF.	
	公 告 ——	
	ーザル方式による業務受	
託候補者の選択	Ē	38

# 規則

亀岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第39号

亀岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市印鑑条例施行規則(平成6年亀岡市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に 記録しておくことができる物を含む。)」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式

# 印鑑登録証明書交付申請書

(宛先	)亀	岡市長									年	月	目
窓口	に来	られた方	住	所					(電話)	)			
	(申請	<b>青者</b> )	フリ氏	リガナ 名			4	生年月日		年	J.		日
印鑑登録証明書	必要な人	No. 誰のもの	<b>(右</b> 椎		枚数 枚 枚	·必事·必事	<b> 者以外」を</b> 要な方の住 □ 申請者。 □ <b>亀</b> 岡市 □ <b>&amp;</b> の氏 □ 要な方の氏	:所 と同じ	<b>5 れた場合、下</b> 月 日 生年月日		<b>注お願い</b> 年	します。	<b>2</b> <u></u>
証明書	必要な人	型 No. 誰のもの □申請者			枚数枚		要な方の住 □ 申請者 d □ 亀岡市 <u>—</u> 要な方の氏	と同じ	月日				
▲密口	では	申請者のる		図書箱のは	見示をお順		氏名		生年月日		年	月	且
本人在		□免 □保 □パ □		□在 □身手 □年	受付	作成	照合	交付					

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「掲示済」

# 告示

亀岡市告示第198号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱(平成12年亀岡市告示第106号)の一部を次のように改正する。

令和元年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の 次に次の1項を加える。

(生活扶助基準の改正に伴う軽減対象者の特例)

6 令和元年10月1日施行の生活扶助基準の 改正に伴い生活保護が廃止された者であっ て、廃止時点における軽減者又は特定入所者 介護(予防)サービス費の支給により居住費 の利用者負担がなかったもののうち、引き続 き第3条第1項に該当するものについては、 第11条第1項の規定にかかわらず、軽減の 程度を居住費以外に係る利用者負担について は4分の1(老齢福祉年金受給者は、2分の 1)を原則とするとともに、居住費に係る利 用者負担については全額とすることができ る。

附則

この要綱は、告示の日から実施し、令和元年10月1日から適用する。

亀岡市告示第199号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成31年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」
-------

亀岡市告示第200号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和元年度市民税・府民税徴収方法変更通知書

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第201号

#### 市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和元年11月5日から令和元年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01267
- 2 路線名 クニッテルフェルド通
- 3 道路の変更区域

変更区間	変 更 前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間 延 長	備考
亀岡市追分町谷筋1番1先から 亀岡市篠町淨法寺中村16番1先まで	前	5. 00m 5. 00m	2. 50 m	変更後路線幅員 最小 10.40m 最大 23.09m
亀岡市追分町谷筋1番1先から 亀岡市篠町淨法寺中村16番1先まで	後	5. 00m 5. 00m	2. 50 m	最大 23.09m 変更後路線延長 1,658.18m

#### 亀岡市告示第202号

#### 市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和元年11月5日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和元年11月5日から 令和元年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始 延 長	幅員
01267	カールテルフェルが通	亀岡市追分町谷筋1番1先から	1,658.18m	10.40m
01267 クニッテルフェルド通		亀岡市篠町淨法寺中村16番1先まで	1, 000. 1011	$\sim$ 23.09m

「掲示済」

#### 亀岡市告示第203号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者				
		住所	氏 名			
1	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略			

2	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略
3	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第2期	省略	省略
4	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第3期	省略	省略
5	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第3期	省略	省略
6	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第1期	省略	省略
7	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
8	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第1期	省略	省略
9	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
10	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
11	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
12	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
13	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
14	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
15	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
16	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
17	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
18	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
19	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略
20	督促状 令和元年度 市府民税(普通徴収) 第2期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第204号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 1 送達する書類等

		半法十2聿	米古	送達を受けるべき者			
	送達する書類			住	所	氏 名	
1	督促状	平成31年度 第4期	国民健康保険料	省略		省略	
2	督促状	平成31年度 第4期			省略	省略	

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第205号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変 更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和元年11月5日から令和元年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 路線番号 01006

2 路線名 宇津根亀岡停車場線

3 道路の変更区域

変更区間	変 更 前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間 延 長	備考
亀岡市河原町155番先から 亀岡市河原町158番先まで	前	12. 00 m 18. 00 m	51. 00m	変更後路線幅員 最小 12.00m
亀岡市河原町155番先から 亀岡市河原町158番先まで	後	14. 60 m 20. 00 m	51. 00m	最大 23.29m 変更後路線延長 1,059.92m

「掲示済」

亀岡市告示第206号

#### 市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和元年11月5日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和元年11月5日から 令和元年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 供用開始告示をする路線

路 線 番 号	路線名	供用開始区間	供用開始 延 長	幅員
01006 宇津根亀岡停車場線		亀岡市河原町149番先から	1,059.92m	12.00m
01000	于伴似电问厅毕物脉	亀岡市追分町馬場通18番6先まで	1, 059. 9211	$\sim$ 23.29m

亀岡市告示第207号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 1 送達する書類

平成31年度固定資產税·都市計画税納税通知書

# 2 送達を受けるべき者

	住所(居所)	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略

16	省略	省略
17	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第208号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、 放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和元年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 撤去した区域
  - JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
  - JR並河駅前自転車放置禁止区域
  - JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時

令和元年11月8日(金)午後1時~午後3時

- 4 撤去し、保管した台数 4台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日~土曜日 午前10時~午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
  - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
  - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
  - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

- 9 引取りのない場合の措置 保管期間を経過しても引き取りのない自転 車は、関係法令等の規定により処分する。
- ※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第209号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のと おり使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示する。

令和元年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託先

名 称 一般社団法人亀岡市観光協会 所在地 京都府亀岡市追分町谷筋 2 5 番 地 3 0

3 委託期間令和元年11月15日から令和2年3月31日まで

「掲示済」

亀岡市告示第210号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

令和元年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0101-41089

- 1 当該者生年月日 昭和23年2月25日
- 2 保 険 者亀岡市(26-007-5)京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日平成30年4月1日
- 4 無効になる日 令和元年11月18日

亀岡市告示第211号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱(平成11年亀岡市告示第45号)の一部を次のように改正する。

令和元年11月25日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条に次の1号を加える。

#### (5) 副食費助成事業

別表病児保育事業の項基準額の欄中「平成30年8月10日付け府子本第769号」を「平成31年4月1日付け府子本第249号」に改め、同表保育環境改善等事業の項基準額の欄中「平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号」を「令和元年10月31日付け厚生労働省発子1031第1号」に改め、同表に次のように加える。

	I	
副食費助成事業	京都府第3子以降保育料無償	京都府第3子以降保育料無償
	化事業費補助金交付要綱(令	化事業費補助金交付要綱に定
	和元年10月3日付け元こ第	める基準に準じて免除した副
	828号)第3条第1号に定	食費
	める対象者の子ども1人につ	
	き4,500円	

別記第1号様式中「一時預かり事業

円」を

「一時預かり事業

円

副食費助成事業

円」に改める。

附則

この要綱は、告示の日から実施し、令和元年度分の補助金から適用する。

亀岡市告示第212号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託先

名 称 株式会社エムアンドエムサービス

所在地 大阪市中央区北浜2丁目6番26号大阪グリーンビル

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

3 委託期間

令和元年11月25日から令和2年3月31日まで

「掲示済」

亀岡市告示第213号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和元年11月28日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 送達する書類等

		)/\	, Merch	送達を受けるべ	き者
		送達する書	類	住所	氏 名
1	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	平成31年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

# 公 告

亀岡市公告第76号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年11月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事の概要等
  - (1) 工 事 番 号 1建第1号
  - (2) 工 事 名 市営野条住宅屋根等改修工事
  - (3) 工事場所 亀岡市篠町野条地内
  - (4) 工 事 種 別 建築一式工事
  - (5) 工 事 概 要 市営野条住宅屋根等改修工事

ア 施設概要

構造・規模 : A棟 RC造 3階建 延べ面積 1378.97㎡

: B棟 R C 造 3階建 延べ面積 522.42㎡: 集会所 S 造 平屋建 延べ面積 54.19㎡

イ 工事概要

(ア) A棟改修工事

外壁改修 (塗装替)、屋根改修

(イ) B棟改修工事

外壁改修 (塗装替)、屋根改修

- (ウ) 集会所改修工事
  - 外壁改修 (塗装替)、軒樋改修
- (エ) その他付帯工事
- (6) 工 期 契約日の翌日から令和2年3月15日まで
- (7) 部 分 払 無
- (8) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (9) 最低制限価格 採用
- (10) 入札保証金 免除
- 11) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に

関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (12) 支給材料及び貸与品 無
- (13) 契約書の要否 要

#### 2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事(建築一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争 入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、 災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち 工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約した工事、また、契約変更の増減額は対象外とする。)

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。 (※受注件数とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した建築一式工事(A等級対象工事)で受注した件数をいう。)
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
  - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
  - (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
    - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約

工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。 (ただし、請負金額が3,500万円 (建築一式工事の場合は7,000万円) 未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。)

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
  - ※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

#### 4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書	令和元年11月7日(木)	共通事項2のとおり
等の配布期間	午後3時から	
設計図書等の閲覧期間	令和元年11月7日(木)	共通事項2のとおり
	午後3時から	
入札参加資格確認申請書	令和元年11月13日(水)	共通事項3のとおり
等の受付	午前9時から午後5時まで	
	令和元年11月14日(木)	
	午前9時から午後4時まで	
入札参加確認通知の送付	令和元年11月15日(金)	
	午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5-1のとお
	令和元年11月12日(火)午後5時まで	り
	設計図書に関する質問	
	令和元年11月18日(月)午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5-1のとお
	設計図書に関する回答	り
	令和元年11月19日(火)	
	午後5時まで	
入札期間	令和元年11月21日(木)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	令和元年11月22日(金)	
	午前9時から午後3時まで	
予定価格の公表	予定価格の公表:令和元年11月22日(金)	入札情報公開システ
	午後4時以降	ムによる

予定価格に関する質問の	予定価格の公表をしたと	: きから	共通事項5-2のとお
受付	令和元年11月26日(火)	正午まで	り
予定価格に関する質問へ	令和元年11月27日(水)	まで	共通事項5-2のとお
の回答			り
	【予定価格に関する質	【予定価格に関する質	
	問がないとき】	問があるとき】	
開札日時	令和元年11月27日	令和元年11月28日	電子入札システムに
	(水)午前10時	(木) 午前10時	よる
再度入札を行う場合の入	令和元年11月28日	令和元年11月29日	共通事項6のとおり
札期間	(木) 午前9時から午	(金) 午前9時から午	
	後3時まで	後3時まで	
再度入札の開札日時	令和元年11月28日	令和元年11月29日	電子入札システムに
	(木) 午後3時以降	(金) 午後3時以降	よる

(注)都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第77号

JR亀岡駅南口喫煙ブース設置業務について、公募型プロポーザル・デザインビルド方式により 受託候補者の特定を行うので、次のとおり企画提案書を公募する。

令和元年11月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務名称

JR亀岡駅南口喫煙ブース設置業務

2 予算規模

4,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

3 履行期限

契約日の翌日から令和2年3月24日まで

4 参加資格等

参加資格等の詳細は、JR亀岡駅南口喫煙ブース設置業務公募型プロポーザル・デザインビルド方式実施要領による。

亀岡市公告第78号

#### 亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年亀岡市条例第5号)の規定に基づき、平成30年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和元年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
  - (1) 職員の任免の状況
    - ① 職員の採用の状況 (平成30年度)

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	30人		0人	30人
保育士	5人			5人
指導主事			1人	1人
病院医師			4人	4人
病院看護師	2人			2人
病院医療技術	1人			1人
計	38人	0人	5人	43人

- (注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び 非常勤職員を含まない。
  - 2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。
- ② 職員の退職の状況 (平成30年度)

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	13人	5人	6人	1人	25人
保育士	3人		2人		5人
学芸員	1人		1人		2人
指導主事			1人		1人
病院医師			1人		1人
病院看護師			4人		4人
病院医療技術			3人		3人
計	17人	5人	18人	1人	41人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非 常勤職員を含まない。

#### ③ 職員の採用における競争試験の実施状況(平成30年度実施状況)

試験区分	申込者	受験者A	1次試験 合格者	2次試験 合格者	最終 合格者B	競争率 A/B
事務 I (上級) (チャレンジ方式)	73人	61人	21人	17人	16人	3.8
	4人	3人	3人	2人	2人	1.5
土木 I (上級)   (チャレンジ方式)	2人	0人	_	_	_	_
	1人	1人	1人		1人	1. 0
建築 I (上級) (チャレンジ方式)	3人	3人	3人		2人	1.5
事務 I (上級) (一般方式)	87人	62人	30人	21人	18人	3. 4
事務Ⅲ(初級)	17人	17人	7人	3人	1人	17. 0
土木 I (上級) (一般方式)	1人	0人		_	1	
土木Ⅲ(初級)	3人	3人	2人	2人	2人	1.5
保育士	17人	16人	12人	11人	10人	1.6
保健師	7人	6人	5人	3人	2人	3. 0
管理栄養士	10人	7人	5人	2人	1人	7. 0
病院看護師	7人	7人			3人	2. 3
病院医療技術	5人	5人			3人	1. 7
病院看護助手	6人	5人			1人	5.0

<sup>(</sup>注) 1 平成30年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。

<sup>2</sup> 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

#### (2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

	 部門			職員数		ナマン特別に田 中
		却几了	平成30年	平成31年	増減	主な増減理由
		議会	7人	7人		
		総務	131人	134人	3人	地方創生業務増加に伴う増
		税務	35人	35人		
गेर्स	般行	民生	152人	157人	5人	子育て支援業務増加に伴う増
通	行政	衛生	35人	38人	3人	専門職補充に伴う増
普通会計部門	部門	農林水産	28人	29人	1人	他団体派遣に伴う増
部	L.1	商工	13人	19人	6人	大河ドラマPRに伴う増
L.1		土木	68人	68人		
		計	469人	487人	18人	
	教育部門		71人	68人	△3人	退職者不補充
		小計	540人	555人	15人	
1	.\	病院	124人	125人	1人	地域医療連携の充実化に伴う増
<b>恒</b>	営	水道	27人	27人		
上 当 2		下水道	21人	21人		
公営企業等部門	その他	26人	25人	△1人	国保業務縮小に伴う減	
F	月	小計	198人	198人		
	22.3	合計	738人 [839人]	753人 [839人]	15人	

- (注) 1 一般職に属する職員の人数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常 勤職員を含まない。
  - 2 [ ]内は、条例定数である。

#### ② 職種別職員数の状況(各年4月1日現在)

職種	職員数		職種内容	
和联个里	平成30年	平成31年	4敗7里717台	
一般行政職	427人	437人	以下のいずれにも該当しない職	
税務職	35人	35人	課税、納税の業務に従事する職(税務課、税機構職員)	
医療技術職	1人	2人	医療技術の業務に従事する職 (理学療法士)	
保健職	20人	22人	保健師の業務に従事する職 (保健センター保健師等)	
福祉職	66人	68人	保育の業務に従事する職(保育所保育士、養護師等)	
企業職	172人	173人	地方公営企業に従事する職(上下水道部、市立病院職員)	
技能労務職	2人	2人	現業の業務に従事する職 (用務員等)	
教育職	15人	14人	教育公務員(指導主事、幼稚園教諭、養護教諭)	
計	738人	753人		

(注) 一般職に属する職員の人数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

#### (3) 過去5年間における職員数の推移(各年4月1日現在)

	部門		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	一般行政部門	職員数	465人	467人	472人	469人	487人
普	一7文17以前门	増減	1人	2人	5人	△3人	18人
普通会計部	教育部門	職員数	68人	67人	69人	71人	68人
計	教自动门	増減	△4人	△1人	2人	2人	△3人
闁	小計	職員数	533人	534人	541人	540人	555人
	\1, <u>U</u>	増減	△3人	1人	7人	△1人	15人
	住院	職員数	119人	118人	122人	124人	125人
	病院	増減	△1人	△1人	4人	2人	1人
	水道	職員数	27人	29人	27人	27人	27人
公堂	<b></b>	増減	2人	2人	△2人	0人	0人
公営企業等部	エルギ	職員数	26人	23人	21人	21人	21人
等	下水道	増減	△3人	△3人	△2人	0人	0人
部門	その他	職員数	27人	26人	26人	26人	25人
	で V TIE	増減	0人	△1人	0人	0人	△1人
	小計	職員数	199人	196人	196人	198人	198人
		増減	△2人	△3人	0人	2人	0人
	合計	総合計	732人	730人	737人	738人	753人
	口頁	増減	△5人	△2人	7人	1人	15人

- (注) 1 一般職に属する職員の人数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常 勤職員を含まない。
  - 2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

#### 2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	平成30年4月~平成30年12月末

#### 3 職員の給与の状況

- (1) 人件費と職員給与費の状況
  - ① 人件費の状況 (平成30年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の 人件費率
88,833人	32,823,164千円	558,628千円	5,683,558千円	17.3%	15.9%

(注) 住民基本台帳人口は、平成31年3月31日現在のものである。

#### ② 職員給与費の状況 (平成30年度普通会計決算)

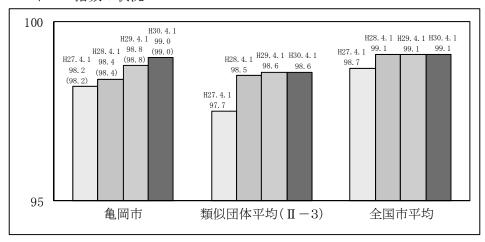
磁昌粉Λ		給上	1人当たり		
職員数A	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	給与費B/A
540人	1,950,484千円	619,092千円	837, 402千円	3,406,978千円	6,309千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員(平成30年4月1日現在)の人数である。 ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

#### ③ 給与抑制措置の状況

区分	対象者	削減期間	削減効果額
管理職手当	7級 7%減	平成14年4月1日	年間約4,000千円
	5級・6級 5%減	から当分の間	(平成30年度)

#### ④ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を 単純平均したものである。

#### (2) 特別職等の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

	区分	給料月額等			
	<b>运</b> 为	平成30年度			
給料	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	985,000円/月 787,000円/月 664,000円/月 694,000円/月			
報酬	議長 副議長 議員	560,000円/月 490,000円/月 440,000円/月			
期末手	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数:3.30月分 役職加算額:(給料月額+地域手当)×15%			
当	議長 副議長 議員	支給月数:3.30月分 役職加算額:報酬月額×15%			
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式1期の手当額支給時期給料月額×在籍年数×550/1002,167万円任期毎給料月額×在籍年数×325/1001,023万円任期毎給料月額×在籍年数×280/100744万円任期毎給料月額×在籍年数×280/100777万円任期毎			
備考		市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給 (給料月額の6%) 副市長、病院事業管理者及び教育長に通勤手当支給			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

# (3) 公営企業職員の職員給与費の状況

① 地域下水道事業(平成30年度決算)

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
751,484千円	11,615千円	17,166千円	2.3%	2.9%

職員数A		給与	1人当たり		
順貝級 A	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	給与費B/A
3人	9,541千円	1,578千円	3,608千円	14,727千円	4,909千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
  - 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

### ② 水道事業 (平成30年度決算)

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,610,617千円	63,484千円	176, 135千円	10.9%	10.5%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費49,769千円を含まない。

職員数A		給上	1人当たり		
順貝級A	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	給与費B/A
31人	114,036千円	25,397千円	48,871千円	188,304千円	6,074千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
  - 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

#### ④ 下水道事業 (平成30年度決算)

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,058,413千円	478,764千円	98,201千円	4.8%	4.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,876千円を含まない。

聯昌粉 A		給与費				
職員数A	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	給与費B/A	
19人	64,117千円	10,906千円	26,087千円	101,110千円	5,322千円	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
  - 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

#### ⑤ 病院事業(平成30年度決算)

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,578,285千円	12,942千円	1,203,042千円	46.7%	48.8%

職員数A		1人当たり			
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	給与費B/A
123人	523,565千円	211,853千円	197,614千円	933,032千円	7,586千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
  - 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況(平成31年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始:午前8時30分	午後0時00分	土曜日、日曜日、
	終了:午後5時15分	~午後1時	国民の祝日、年末年始(12/29~1/3)

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

#### (2) 休暇制度の状況

① 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由の如何に かかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	

(注) 取得実績は、平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に取得した平均値である。

#### ② 療養休暇(有給)の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通 勤による負傷若しくは疾病により 療養が必要なとき	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要な とき	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養 が必要なとき	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要なとき	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

(注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

# ③ 特別休暇(有給)の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利 を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休 暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人 として国会、裁判所、地方公共 団体の議会その他の官公署へ出 頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若 しくは末梢血幹細胞移植の名と の末梢血幹細胞の提供希者者に の末梢血幹器を実施する者と して登録を実施する又姉妹 して登録の申出子及び兄弟が骨髄 外の者に、骨髄移植の移植の 外の者は末梢血幹細胞移植る場 大は末梢血幹細胞を提供に が、当該申出又は提供に 等な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員では、大きに、その関係をできます。 は、大きに、そのでは、大きないが、大きないが、はないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、はないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚 式、旅行その他結婚に伴い必要 と認められる行事等のため勤務 しないことが相当であると認め られる場合	結婚の日(婚姻届の提出日、結婚式挙行日等)の5日前から1月後までの間の週休日、休日を除く8日以内の期間(いずれの日を結婚の日とするかは、職員が選択することができる。)
産前休暇	出産する予定である職員が申し 出た場合	出産予定日の前8週間(多胎妊娠の場合は 14週間)以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまで の期間

育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間		
配偶者の出産休 暇	配偶者の出産に伴い勤務しない ことが相当であると認められる 場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該 出産の日後2週間を経過する日までの期間 内の2日以内の期間		
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その 出産予定日の6週間(多胎妊娠 の場合は14週間)前の日から当 該出産の日後8週間を経過 日までの期間に、当該出産に係 る子又は小学校就学の始期に達 するまでの子を養育する職員 が、これらの子の養育のため認 務しないことが相当であると認 められるとき	<b>少数期間内/2+2/+ス5日以内の期間</b>		
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまで の子(配偶者の子を含む。)を 養育する職員が、その子の看護 のため勤務しないことが相当で あると認められる場合			
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、 配偶者の父母及び職員と同居す る祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾 病又は老齢により2週間以上に わたり日常生活を営むのに支障 がある者の介護その他の世話を するとき	1の年度について5日以内の期間(要介護者が2人以上の場合にあっては10日)		
生理休暇	生理のために勤務することが著 しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間		
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健 指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間 妊娠23週まで		
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため 勤務することが著しく困難な場 合	30日以内で必要と認められる期間		

		親族	日数	
		<u> </u>	7日	
		子	5日	
			3日	
		孫	1日	
	   職員の親族が死亡した場合で、		3日	
	職員が葬儀、服喪その他親族の	おじ、おば	1日	
服喪休暇	死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相	300、4374   父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)	
	当であると認められる場合	子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)	
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	ТН (ОН)	
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(3日)	
		おじ又はおばの配偶者	1日	
		1 日数は、その事実を知った日(日数が 1日のものにあっては、任命権者が承認 した日)から起算する 2 同一生計の場合は()内の日数とする		
父母等の追悼休 暇	職員が、配偶者、父母、子及び 兄弟姉妹の追悼のための特別な 行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間	I	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行 事、心身の健康の維持及び増進 又は家庭生活の充実のため勤務 しないことが相当であると認め られる場合	1の年度の7月から9月の期間内 週休日、休日及び代休日を除い て連続する3日以内の期間		
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害 により職員の現住居が滅失し、 又は損壊した場合	7日以内でその都度必要と認めら	られる期間	
感染症交通遮断 休暇	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律の規 定に基づく交通の制限又は遮断 により勤務が不可能となった場 合	その都度必要と認められる期間		
災害交通遮断休 暇	地震、水害、火災その他の災害 による交通遮断により勤務が不 可能となった場合	その都度必要と認められる期間		
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の 場合	その都度必要と認められる期間		

#### ④ 介護休暇 (無給) の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき ※対象となる者は、同居するものに限る	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、1日の 勤務時間の一部につき勤務しないことが相 当であると認められるとき	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要とする時間(1日につき2時間を超えない範囲内)

#### 5 職員の休業の状況

育児休業 (無給)・部分休業 (無給)の制度と取得状況 (平成30年度)

区分	原因・理由等	取得者数 (承認期間別)		)	
<u> </u>		~1年	~2年	~3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき	3人	7人	1人	11人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、 1日の勤務時間の一部を勤務しない とき(30分単位で1日2時間以内)	1人	0人	0人	1人

(注) 平成30年度に新たに当該休業を取得した件数である。

### 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成30年度)

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を 十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

加八市中		字件啦老粉				
処分事由	降任	免職	休職	降給	計	実休職者数
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	13件	0件	13件	4人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

- (注) 1 平成30年度において発令した延べ件数である。
  - 2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

#### (2) 懲戒処分の状況(平成30年度)

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分事由	処分件数					
だ力争中	戒告	減給	停職	免職	計	
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあっ た場合	0件	0件	0件	0件	0件	

#### 7 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況(平成30年度)

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容(条例に基づくもの)		
研修を受ける場合		
厚生に関する計画の実施に参加する場合		
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	75件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0件
	その他(消防団活動等)	20件

<sup>(</sup>注) 平成30年度において発令した延べ件数である。

#### (2) 営利企業等従事許可の状況(平成30年度)

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は 報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員 法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けるこ とができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数 54件
----------

#### 8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀 同	司 市	他の地方	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員	公共団体等	戊间正未守	十分小机相联 1日 百日
41人	4人	3人	9人	0人	16人

### 9 職員の研修の状況

# (1)職員研修の実施状況(平成30年度)

研修区分			受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会応対研修 人権研修 段取力研修 リーダーシップ研修 メンタルヘルス研修 コーチング研修 接遇研修 職員倫理研修 男女共同参画研修 法制執務研修 人権講演会 ほか	38.5日	1,313人
その他研修	派遣研修 (京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	263 日	171人
	職場研修	159日	1,930人
合計		460.5日	3,414人

### 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

# (1) 厚生に関する計画の実施状況(平成30年度)

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断 人間ドック ストレスチェック	418人 303人 707人

# (2) 福利厚生事業に係る公費負担状況 (平成30年度)

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業			福利厚生事業	
公費負担 決算額	公費負担額	互助会会員数	公費補助率	1人当たり 公費負担額	に係る決算額
A	В	С		B/C	A + B
4, 184千円	11,521千円	733人	本給の 0.6%以内	15,718円	15,705千円

- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成30年度) 事案なし
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成30年度) 事案なし

# 任免及び辞令

髙 田 巳喜男

亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます 岸 耕 二

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します 任期は令和2年5月14日までとします 令和元年11月18日

安安橋田 裁 番 番 田 裁 番 番 第 栄

西山 明美上田香苗

中 井 佐栄子

石 田 数 美

小 野 奈津子

谷 岡 好 美

山 本 愛

山 本 明

亀岡市子ども・子育て会議委員に委嘱します 任期は令和3年11月18日までとします 令和元年11月19日

瀧上敏明

石 野 一 哉

今 西 聡

(各 通) 山 内 亜喜由

藤原幸一

福 井 武 利

小 橋 一 哉

亀岡市畑野財産区管理会委員に選任します令和元年11月25日

能 勢 悠 介 亀岡市介護認定審査会委員の委嘱を解きます 令和元年11月30日

# 上下水道部欄

# 公告

亀岡市上下水道部公告第4号

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託 について、公募型プロポーザル方式により業務 受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告 する。

令和元年11月12日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 1 業務概要

(1) 業務番号及び業務名称年委第2-1号 亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託

(2) 目的

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務 委託について、複数年にわたる包括的な性 能発注による委託を行うことで、民間事業 者の創意工夫を促し、維持管理業務の効率 化及び質の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務場所

亀岡市三宅町八田1番地 亀岡市年谷浄化センター 亀岡市西つつじケ丘霧島台地内 西つつじケ丘汚水中継ポンプ場 亀岡市篠町見晴地内 見晴汚水中継ポンプ場 公共下水道地域内 マンホールポンプ77箇所 農業集落排水施設等区域内

処理施設7箇所

農業集落排水施設等区域内 マンホールポンプ167箇所 第899号

(4) 履行期間令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 業務の内容

本業務は、亀岡市年谷浄化センターの包括的運転管理業務に係る各施設(終末処理場・汚水中継ポンプ場・マンホールポンプ)の運転管理、保守点検、水質試験、薬品等のユーティリティ調達、一部の修繕業務及び農業集落排水施設等区域内の処理施設とマンホールポンプの緊急対応等に関する業務を行うものである。

- ア 公共下水道事業に係る業務内容
  - (ア) 浄化センターの処理設備の運転監視 及び維持管理業務
  - (イ) 汚水中継ポンプ場及び公共下水道区 域内のマンホールポンプの維持管理並 びに点検業務
  - (ウ) 水質試験業務
  - (エ) ユーティリティ(指定消耗品及び水 処理薬品等)の調達
  - (オ) 小修繕
  - (カ) その他業務(除草・設備点検等)
- イ 農業集落排水施設等に係る業務内容
  - (ア) 農業集落排水施設等区域内処理施設 における故障等発生時の緊急対応業務
  - (4) 農業集落排水施設等区域内マンホールポンプにおける異常発生時の緊急対 応業務
  - (ウ) 水質試験業務
  - (エ) その他業務(設備点検等)

#### 2 その他

詳細は、亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要領による。